

平成 22 年 4 月 20 日
株式会社日本政策金融公庫
中小企業事業

中小・ベンチャー企業向け「新事業育成融資」 累計4,000社突破

～ベンチャー企業から第二創業に取り組む中小企業者までを幅広く支援～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）では、ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業を支援する特別貸付制度「**新事業育成資金**」の制度創設以来の累計実績が、平成21年度末で4,000社を突破しました（3月末時点での累計実績4,006社・1,814億円）。

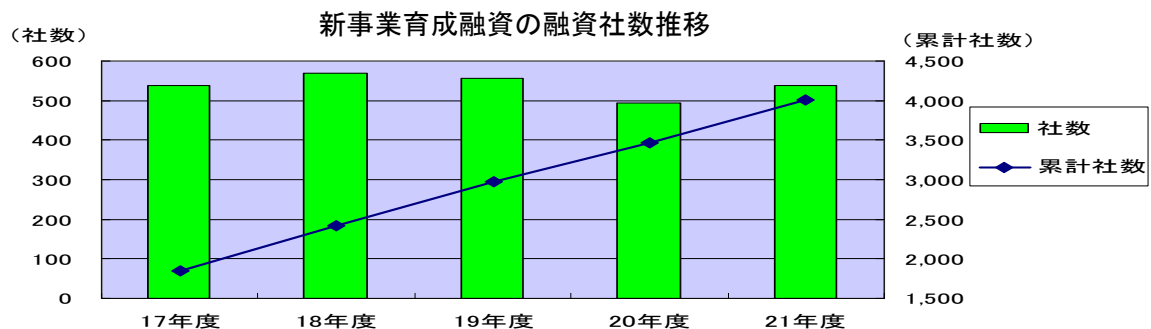
本制度は、平成12年2月に創設され、平成17年4月に「知財活用支援融資」として特許等の知的財産権を活用して新たな事業を行うかた向けの取り扱いを開始したほか、平成19年4月からは株式公開を目指すベンチャー企業向けに「**新株予約権付融資**（株式公開基準）」を追加しています。また、平成20年4月には「資本性劣後ローン特例（制度名：**挑戦支援資本強化特例**）」の取扱いを開始するなど、リスクが高い新事業に取り組む企業に対し、より幅広い資金ニーズに対応できる体制を整備してきました。

平成21年度については、景気状況が大幅に悪化するなか、企業が新事業に対する投資額を抑制する傾向があったこと等から、本制度の融資金額は前年度より減少しましたが（前年度比84%）、前述の拡充された融資制度の活用を含め、中小企業が取り組む新事業のニーズにきめ細かく対応してきたことから、融資社数は増加しました（前年度比109%）。

中小・ベンチャー企業が、創業間もない場合や新事業への展開を図る際は、事業実績が乏しく不確定要素が多いことから、民間金融機関からの融資が受けづらいケースがあります。日本公庫は、国の施策に基づく政策金融機関として、今後とも本制度を利用し、創業間もないベンチャー企業から第二創業に取り組む中小企業まで、新事業に取り組む中小企業者を幅広く積極的に支援していきます。

<新事業育成融資の社数・金額の推移>

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	21/3末 累計
社数 (うち知財活用支援)	538社 (148社)	568社 (245社)	555社 (259社)	493社 (260社)	538社 (319社)	4,006社 (1,231社)
金額	224億円	265億円	263億円	216億円	182億円	1814億円



「新事業育成資金」（中小企業事業）の概要

融資対象	<p>高い成長性が見込まれる新たな事業を行う中小企業であって、次の1～3の全てに当てはまるかた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たな事業を事業化させて7年以内のかた。 2 次のいずれかに該当するかたなど。 <ol style="list-style-type: none"> ①成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けたかた。 ②他の企業において活用されていない知的財産権を活用して行う事業、国の試験研究機関等の開発した技術の移転を受けて行う事業等、技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業を行うかたであって、一定の製品化及び売上が見込めるかた。 3 将来性が認められ、円滑な事業の成長が期待できるかた。 	
融 資 条 件	資金使途	新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
	融資限度	6億円
	融資期間	<p><固定金利型> 設備資金 15年以内（うち据置5年以内） 運転資金 7年以内（うち据置2年以内） <成功払い型> 7年（うち据置期間2年）</p>
	融資利率	<p><固定金利型> 融資後5年目までは特別利率③、6年目以降は基準金利+0.2% （平成22年4月20日現在、融資期間5年の場合0.85%） ※ 上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率は、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。 ※ 設備資金をご利用いただく場合は、更に融資後2年間の金利を0.5%引き下げます（設備資金貸付利率特例制度）。</p> <p><成功払い型> 当初2年間0.3% 3年目以降は、成功度合いに応じた利率 ※ なお、担保をご提供いただかない場合は、所定の利率が上乘せされます。</p>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当公庫では、融資後も、経営課題についてきめ細かいアドバイスをを行います。 ・保証人（経営責任者のかた）が必要です。ただし、経営責任者のかたが信頼でき、一定の要件を満たす場合には、経営責任者のかたの個人保証を免除又は猶予する制度があります。

※本制度では、「新株予約権付融資」（申込企業が新たに発行する新株予約権を当公庫が取得し、必要な資金を供給する仕組み）の利用も可能です。「新株予約権付融資」は無担保無保証でご融資ができます。

※また、本制度では、「資本性劣後ローン（挑戦支援資本強化特例制度）」の利用も可能です。同特例制度を活用した債務については、金融検査上自己資本とみなすことができ、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務に劣後する等の特徴を有します。

※制度の詳細については、日本公庫中小企業事業ホームページ(<http://www.c.jfc.go.jp>)をご参照ください。